

(書式4-1-1)

相続放棄の申述の受理を求める審判申立書

相続放棄申述書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所御中

本籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

申述人 〇〇〇〇

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

本籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

最後の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

被相続人 〇〇〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡

申述の趣旨

相続の放棄をする。

申述の実情

1 申述人は、上記被相続人の妻である。

- 2 申述人は、被相続人が大阪市中央区所在の〇〇病院にて死亡した際に、その臨終を見取り、即日その相続の開始を知った。
- 3 被相続人死亡後、被相続人には約〇〇〇〇万円の負債があることが判明したが、被相続人には見るべき資産はない。
- 4 よって、申述人は相続を放棄したく、その受理を求めて、本申立に及んだものである。

添付書類

戸籍謄本（申立人）	1通
戸（除）籍謄本（被相続人）	1通
住民票（申立人）	1通
除票（被相続人）	1通
	以上

解説

民法第938条に基づく相続放棄の申述である。

相続人は、自己のために相続が開始したことを知って3か月以内であれば、相続放棄の申述をすることができる（民法915条1項）。

申述は、これを行おうとする各相続人が家庭裁判所に対して行わなければならない（民法938条）。

放棄した相続人は、初めからその相続に関しては、相続人でなかったこととなる（民法939条）。



*相続放棄の詳細は、以下のURLをご覧下さい。

<https://ac-souzoku.jp/inheritance/law-inheritance/about-inherit/563/>

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所